昭和31年
11月25日
發行
第5号

西桂町公報

発行　分部秀雄
編集　鈴木文雄
印刷　佐野活版所
発行所　西桂町役場

槇田町長死去

故槇田町長

昭和二十八年九月町長に就任以来三年間、町政のため鋭意活躍されておりました槇田司朗氏は、去る十月十七日六十九才を一期として遂に不帰の客となられました。惜しみても余りある痛恨事であります。

氏は大正二年早稲田大学商学部を卒業後、日本郵船株式会社に勤務、爾来宮川電灯株式会社取締役、富士山麓電鉄取締役、富士勧業銀行頭取（後有信銀行に合併）有信銀行監査役、山梨中央銀行監査役等を勤め、公職では大正十二年山梨県会議員となられ、昭和十二年十一月から仝十五年十月まで県会議長、西桂村長としては大正八年から十二年まで、昭和九年から仝十六年までを歴任されて来ました。

終戦後再び西桂町長に就任、山梨県町村会長等として永年の豊富な経験を生かして一般の活躍が期待されておりました。

葬儀は町葬をもって十月二十日小学校々庭に於ておごそかに且盛大に挙行されました。氏の生前の人格を偲ばせて花輪の数も六十数個、弔詞も県知事を始め数十通、弔電も一一九の多きを数え参列者も広い校庭を埋めつくす程でありました

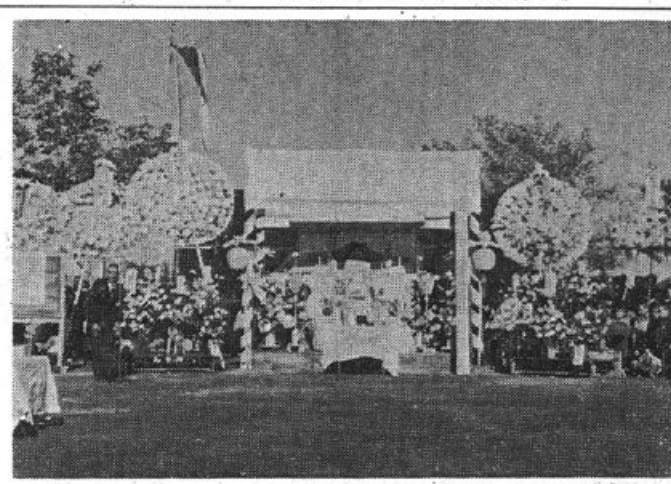

槇田町長の町葬

槇田前町長の死を悼む

助役　山崎彦八郎

本町前町長槇田司朗氏は昭和二十八年九月西桂町長として就任以来全町民が慈父のように慕っていたのであるが、とうとう彼の世にいってしまわれた。全く夢としか思われない。謹厳なあの態度、温厚なるあの容姿に再び接することは出来ないのである。

故町長は県会議員として或は県町村会会長として余りにもその功績は偉大であった。しかし病魔は如何ともしがたく、医術の万全をつくし、家族の手厚い御看病もその甲斐なく遂に永眠せられた。悲しさの極み、怨めしさの極みである。

しかし温厚謹厳、堅忍着実なる故槇田町長の風姿は深く全町民の脳裡に刻まれて永久に町民の思慕の的として仰がれるであろう。かれを思い、これを思えば万感交々胸にせまり哀悼の情に堪えない。今は全く涙あるのみである。冥くば吾等の微衷を享け給らん事を。

新町長きまる

分部秀雄氏無投票當選

故槇田町長の後任町長については、町選挙管理委員会に於て着々選挙の準備を進めておりましたが、左記の通り新町長は分部秀雄氏に決定しました。

十一月十三日　町長選挙の告示を行う。

十一月十六日　立候補届出を締切る。この間入場券の作製配布を行う。十三・十四・十五日立候補なし十六日に至り分部秀雄氏立候補、他に立候補者なく無投票。

十一月二十日　投票日、立候補一人のため無投票。

十一月二十一日　選挙会、当選証書交付。

民生委員改選さる

昭和二十八年十二月一日厚生大臣より委嘱されました現在の民生委員十二名は十一月三十日を以て三年の任期を満了し、十二月一日を期して一斉改選される事になり、去る十月二十五日の民生委員推薦委員会に於て左記の方々が推薦されました。

倉見　川村　健蔵
牛田　照子
柿園　渡辺　隆芳
権守　ぎん
本町　永田　喜雄
山崎　ひな
上町　松川　積三
小山　春子
下暮地　新田　康隆
郷田　由江
古屋　宮下　英一
大谷やす子
新屋　分部　隆造
市川　たま

昭和三十一年度西桂町財政運営についての中間報告

西桂町収入役室

昭和三十一年度も夢の間に上半期（四月～九月）を経過しましたので、半ケ年間の財政運営の概況を左表により中間報告致します。

歳入中国庫支出金並びに県支出金は、大部分下半期（十月～三月）に於て交付されますので、収入済額が少く、繰越金は昭和三十年度の歳入歳出決算決定により増額の見込です。

歳出中予算額に対し支出済額が二分の一前後は、財政の運営が常態であり、此の均衡のとれない科目は事業遂行の都合もあり支出を年度末になす関係等にもより、下半期の支出見込が多いのであります。

経済白書

左の通り黒字財政の運営でありますので、大体堅実なる財政運営であると考えてさしつかえないと思います。

然し財源の根本は町税の収入でありますので、此の成績の如何によっては、何時赤字財政の苦杯を嘗めるに至るかも知れませんので町民各位の愛町精神の御発露による納税貯蓄組合の成

【第三頁につづく】

昭和31年度西桂町歳入歳出上半期（4月～9月）概況

（単位円）

歳入

科目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	備考
①町税	12,787,300	15,104,295	5,287,118	9,817,177	
②地方交付税	3,000,000	4,717,000	3,335,000	1,382,000	未済額は11月中交付の予定
③公益企業及び財産収入	6,200	—	—	—	
④分担金及び負担金	445,000	105.240	105,240	—	
⑤使用料及び手数料	99,000	79,662	79,662	—	
⑥国庫支出金	571,500	145,200	145,200	—	
⑦県支出金	216,400	19,850	19,850	—	
⑧寄附金	10,100	160,000	160,000	—	
⑨繰越金	1,000,000	2,000,000	2,000,000	—	
⑩雑収入	90,000	1,374,789	1,374,789	—	予算額より相当下額の増加は立木売払金の収入に依る
⑪恩賜県有財産収入	218,800	—	—	—	
合計	18,450,300	23,706,036	12,506,859	11,199,177	

歳出

科目	予算現額	支出済額	下半期支出見込額	備考
①議会費	866,260	355,124	511,136	
②役場費	4,852,490	2,276,865	2,575,625	
③消防費	660,800	173,429	487,371	
④土木費	824,300	255,576	568,724	
⑤教育費	4,204,330	2,431,577	1,772,753	
⑥社会及び労働施設費	1,008,910	233,160	775,750	
⑦保健衛生費	335,700	43,774	291,926	
⑧産業経済費	1,406,280	552,630	853,650	
⑨財産費	240,100	30,337	209,763	
⑩統計調査費	61,700	1,640	60,060	
⑪選挙費	37,700	5,750	31,950	
⑫公債費	232,100	131,751	100,349	
⑬恩賜県有財産費	218,800	—	218,800	
⑭諸支出金	3,300,830	809,194	2,491,636	
⑮予備費	200,000	—	200,000	
合計	18,450,300	7,300,807	11,149,493	

歳入歳出差引　1,357,366円　下半期越繰金

昭和31年度西桂町歳入歳出上半期（4月～9月）概況表

歳入

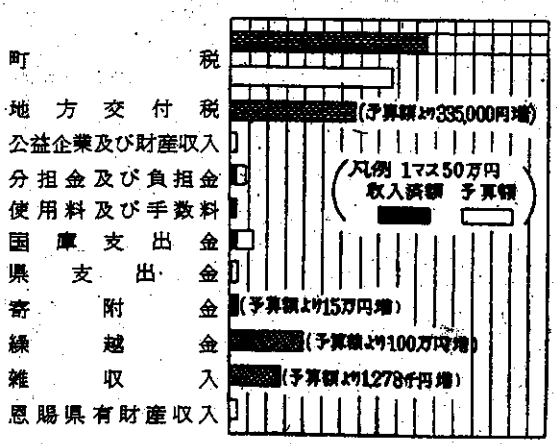

歳出

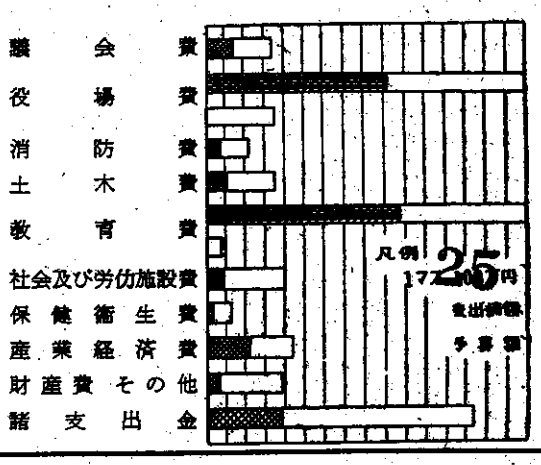

第三回定例町議会

中学校普通教室増築の件ほか十二件を審議

議会だより

第三回定例町議会は九月三十日開会、提出議案十三件を審議同日閉会した。

審議結果次の通りです。

一、中学校普通教室増築の件

中学校普通教室木造二階建亜鉛引鉄板葺一棟、延坪四四坪、総工費百三十九萬四千円を昭和三十一年度に建設する案を原案どおり可決した。

二、西桂町議会委員会条例制定について

地方自治法の一部改正に伴い従来の七委員会を四委員会制（二十条項）に改正する案を原案通り可決した。

三、西桂町議会々議規則制定について

委員会制度の改正に従い規則の改正案（九十九条項）を原案通り可決した

四、西桂町議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例制定について

従来議員の期末手当等は支給して居ったが、これを今回の地方自治法の改正と全時に条例化する案を原案通り可決した。

五、西桂町議会の定例会条例制定について

従来の条例中の一部改正する案を原案通り可決した。

註　定例町議会は年四回で毎年二月・五月・九月・十二月にこれを開く。

六、西桂町職員旅費支給条例の一部改正について

物価指数の変動に伴って一部改正する案を原案通り可決する。

七、西桂町長等の給与及び旅費条例の一部改正について

前六項と同じ。

八、西桂町納税奨励条例の一部改正について

納税の完納奨励のため組合長の手当を増額する案を原案通り可決した。

九、選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部改正について

前六項並びに七項と同じ

十、各種委員等報酬並びに費用弁償条例制定について

前六項並びに七項・九項と同じ。

十一、西桂町教育長の給与等及び旅費に関する条例制定について

前六項、七項並びに九項十項と同じ。

十二、忠魂碑建設について

戦歿者を合祀するに忠魂碑亀基工費五十萬円、内二十萬円は西桂町戦傷病者遺族等援護会より指定寄附による案を原案通り可決した。

十三、西桂町教育委員会委員任命につき町議会の同意を求むるについて

昭和三十一年十月一日より教育委員会の機構改革について新委員の推薦があり原案通り同意した。

新委員次のとおり。

（議案原文のとおり）

鈴木　文雄、川村　栄重
高尾　隆、分部　象司
滝口　龍夫

議会常任委員改選さる

行政事務の簡素化並に議決機関（議会）および執行機関（役場当局）を通じ地方公共団体の組織運営の適合合理化、簡素能率化を図る為去る第二十四国会に於て地方自治法が一部改正され、議会の常任委員会は条例で人口段階に応じ、十二乃至四以内に改められました。

当議会に於ても従来の七委員会制を四委員会制に過ぐる九月三十日の定例議会に於て条例の改正を議決して委員長・委員の選挙の結果、左の通り決定致しました。（委員の順は不同）

一、総務常任委員会

（総務、財政一般、消防税務及び他の委員会の所管に属さない事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る）

委員長　小山　巌
委　員　滝口　俊朗
〃　土屋神二郎
〃　本山長太郎
〃　武藤　清

二、社会常任委員会

（社会福祉、教育一般、保健衛生、保育所その他民生に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る）

委員長　松川　積三
委　員　滝口　太郎
〃　分部　隆造
〃　高山　博之
〃　渡辺　秀光

三、経済常任委員会

（商工、観光、物資配給勧業に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る）

委員長　高尾　隆義
委　員　大谷　龍雄
〃　市川　良平
〃　相沢　貫二
〃　前田　和夫

四、建設常任委員会

（土木、都市計画、建築失業対策事業に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る）

委員長　滝口　福次
委　員　宮下　一男
〃　渡辺　清
〃　平井　弘平
〃　前田　実

【第二頁〃町財政運営について中間報告〃つづき】

績の弥々向上進展されんことを衷心より祈念し、併せて組合長以下関係者各位に絶大の御協力を御願いして止まないのであります。

尚、下半期中に運営すべき主なる事業を列挙しますと左の通りであります。

記

一、西桂中学校々地買入拡張
・買入金六拾八萬円也

二、西桂中学校普通教室二教室増築
・増築費見積金壱百四拾萬円也

三、忠霊碑建立
・建立費金五拾六萬円也
（内金弐拾萬円也は西桂町戦病歿軍人遺家族等援護会寄附金）

四、西桂町消防団備品新式ポンプ購入（既に購入済）
・購入費金弐百弐拾五萬円也
（内金四拾萬円也は国庫補助金
金五拾萬円也は消防団の斡旋による特志者寄附金）

更に特別失業対策事業としての富士見坦グランド新設工事の概況は左表の通りであります。

尚、富士見坦グランド工事は一昨年八月より実施し二年五ヶ月の日時を費し、本年末一先づ第一期整地工事が完了の予定です。

終りに、町財政運営に就いて御意見なり御希望なり御遠慮なく御漏し下さいますれば幸甚の至りです。

斯くして挙町一致協力の下、明朗なる郷土西桂の町つくりに精進致し共々に生き行く喜びの溢れる住みよい町・明るい町の建設進展こそ、日夕の念願であります。

昭和31年度西桂町失業対策事業特別会計歳入歳出上半期（4月～9月）概況

（単位円）

歳入

科目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	備考
①国庫支出金	1,451,000	784,370	784,370	—	
②繰入金	1,461,200	1,000,000	1,000,000	—	繰入金は町財政より
合計	2,912,200	1,784,370	1,784,370	—	

歳出

科目	予算現額	支出現額	下半期支出見込額	備考
①失業対策費	2,812,200	1,220,567	1,591,633	
②予備費	100,000	—	100,000	
合計	2,912,200	1,220,567	1,691,633	

税務だより　税務係

納税貯蓄組合長会議の席上
設立前の滞納一掃組合に感謝状贈呈！

去る十月三十日西桂中学校講堂に於て定例の納税貯蓄組合長会議が開催され、七十二組合長の大多数及び町議会総務委員、役場当局者が出席し、又今回は特に大月税務署長、同徴収課長の列席、中央銀行小沼支店長、農協の金融機関の方の参席も得て盛大に行われました。

席上、設立前の滞納を完全に整理した八組合に感謝状及び金一封が贈呈され、後、事務連絡・懇談会となごやかに進められ、大月税務署長より国税の納税貯蓄組合設立届出に関する要望があり、納税への一層の努力を約して閉会しました。

感謝状贈呈組合

大門第一納税貯蓄組合　渡辺隆芳　外二十人
柿園中央納税貯蓄組合　渡辺　賢　外九人
大橋納税貯蓄組合　高尾友一　外七人
下宿納税貯蓄組合　渡辺　春　外十一人
宮本納税貯蓄組合　相沢貫二　外九人
本町上組第三納税貯蓄組合　滝沢仁郎　外九人
桂納税貯蓄組合　新田晃英　外十一人

完納は明るい町政の道しるべ

納税は社会人としての生活の一部
完納に御協力下さい

税金は必ず納めなければならぬものという既定事実であり、これを事業計画・生活設計に織込み生活費とし、すべて国税・県税・町税を問わず計画的に貯蓄して置くのが本来の姿であり必ず納期には納めるという事が義務の履行となり、常に心掛けて習慣づければ生活にとけこんで、その一部となって自然に納まる事になります。

本年の税収は現年度の九〇%、滞納繰越額の三〇%併せて一、三五〇万円を見込んで予算を立てております。九月末現在の納税状況は下図の通り滞納繰越分はほぼ六月から九月迄の四ヶ月分の予定の線に達していますが、現年度は納期の到来した額の八二%と予定より下廻っています。収入が予算だけ入らないと折角町で計画した仕事も出来なくなります。一層の御協力をお願いします。

滞納の悪循環を絶ち切って税法通りの徴収を行うためにも、又一昨年より出来た町県民税について県でも一定期間を定めて滞納整理が出来ることになっており今度山梨県が地財法の適用を受けたので、必然的に県が税収を確保しなければならなくなり、県の係員による強行整理も考えられますので、町では現年度の比較的低い課税と相まって時間的ずれのない各人の経済に応じた少額の内に整理する目的を以て、**先づ現年度の一〇〇%納税**を確保しようと現年度主義という行き方をしています。

従って昭和三十一年度は年度末を過ぎると直ちに督促状を発行し、原則として分納は認めず、整理の段階へ入る予定です。昭和三十一年度については今から心掛けて一銭の滞納もしないで下さい。

勿論、滞納繰越分についても相当額が予算に計上されていますので順に整理を行いますので、滞納のある方は当時の御骨折をこれからしていただくわけになります。皆協力して町税・県税・国税全部一銭の滞納もない健康な町にしましょう

31年度9月迄の納税状況
会計年度（6月～5月）

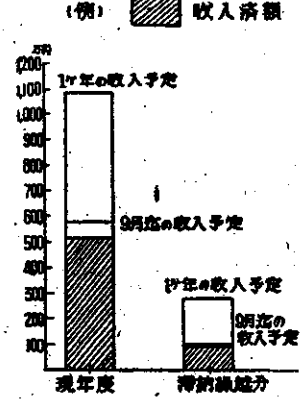

督促状発行

昭和二十九年度
督促期限　十月三十一日
昭和三十年度
督促期限　十一月三十日

督促期限を過ぎると、それぞれ納期に逆上って延滞金が課されます（特に事情のある方は申請により一ヶ月の延長が認められる場合もあります）

納税組合員は分納誓約により納めて下さい。

これからの町税の納期は

十一月			所得税 二期 事業税 二期
十二月	固定資産税 三期		
一月	町県民税 四期		
二月	固定資産税 四期		
三月			所得税確定

納期をお忘れなく

一人残らず
納税組合に加入して
町税・県税・国税を
みんな貯蓄により
安心して納めましょう

◎立木を伐採したらすぐ木材取引税の申告を……

税率百分の五

素材（除薪炭材）の最初の引取者が納税義務者ですが、立木の所有者が特別徴収義務者となり、代金と一緒に木材引取税を徴収して役場へ申告納入する事になっています。

自家用材も申告しなければなりません。木を伐ったら必ず申告を……

共同募金一〇〇%納入

本年度は国民たすけあい共同募金については、昨年度に比べその目標額が多少減額されてはおりましたが皆様の御協力によって十月三十日一〇〇%納入致しました。部落別の納入額は

倉見	六、〇七二円	古屋	一、〇〇一〇円
柿園	八、四四〇円	新屋	一、二八三〇円
本町	五、六九〇円	合計	六、〇一四二円
上町	一、一五〇円		
下暮地	五、九五〇円		

この金は県内の社会福祉事業団体並びに児童福祉施設等総ての福祉事業関係に共同募金配分委員会から配分されることになっております。

昭和三十年度に於ける本町共同募金の納入額は六万七千五百円で共同募金配分委員会から本町不二保育園園舎増築に当り拾万円の配分がありました。

消防團便り

町消防力 飛躍的強化

当町消防団現有機械能力の低下に伴い先年来購入設備に関し種々協議を重ねて参ったのでありますが、直面する経済的難局のためその宿願が達成出来得なかったのであります。然しながら遂に去る十月十四日県下にその性能を誇る最新最大の消防ポンプ自動車を購入し披露式を挙行致したことは既に皆様御承知の通りであります。

この数年来の目的が達成出来得た事は町内外の有志各位の御厚志寄附によるものと深く感謝の意を表するものであります。

【写真は新鋭を誇る西桂町消防自動車二号車と立てるは三浦団長】

我々消防団員は此の優秀なる機械をもって、今こそ火災損害を徹底的に圧縮し一坪でも一円でも減少せしめなければならぬ覚悟であります。

最後に火災期に向う折柄火の元には尚一層の御注意をお願いします。

みんなの力で無火災に！

西桂消防団正副部長改選

西桂町消防団各部に於いては任期に伴う正副部長改選を行った結果、左記の方々が十一月一日より正副部長に当選しましたので御知らせ致します。

第一部長　川村荘作　副部長　金井広、志村朝明
第二部長　渡辺種美　副部長　菅谷光輝、小林敏
第三部長　安富保三　副部長　槙田邦夫、梅原民夫
第四部長　上条義輝　副部長　武藤金六、渡辺米二郎
第五部長　郷田米一　副部長　前田正作、奥脇尹三
第六部長　小沢喜由　副部長　大谷朔司、遠山栄男
第七部長　渡辺正平　副部長　市川嘉弘、分部善三
新車係長　高山安平　副係長　志村秀彦、土屋盛之

（共済組合だより）

不慮の災害に備え組合へ加入を

現在の農業経済に於いて間接的に政府と連繋している団体は各種あり、それぞれの運営を行っておりますが、直接的な繋りをもっている団体としては農業共済組合以外にないと思います農業共済組合の事業はすでに御存知の事と思いますが例をあげれば水稲の場合に於いては全耕地を対象として、即ち全耕地へ対して保険関係を成立させる事を目的に政府で掛金の約半額に近い金額を補助し、残額を農家より徴収する事が農業災害補償法に定められてあります。西桂町の場合、反当掛金総額約一五七円、国庫負担額六九円、農家負担額は八八円です。

以上の保険関係により農業者が不慮の災害によって受ける損失を農業者自体が相互によって補填する事を目的に政府でも全耕地へ掛金の負担をしております。反当りにすると僅かな金額ですが、西桂町の国庫負担額は九万円強の額が毎年補助されており、全国的に見ると莫大な金額を政府では負担するわけです。

損害の対象となる事故は風水害・干害・雪害・その他気象上の原因による災害及び病虫害・鳥獣害の他、人為による災害を除くものは事故の対象になる訳ですこのような運営方針は農業災害補償法で定められていると共に、此のように農業者と直接経済的に繋りをもつ団体は他の団体に見られない性質を持っており、組合の内容が充実すれば我国の農業経済に大いにプラスされる事と信じて止まない

以上水稲に例を取り簡単に説明致しましたが、この他、陸稲・家畜・建物共済等を事業としており、今後共各位の御協力を望み、部落役員の御助力を願う次第であります。

昭和三十一年産米 坪刈成績

昭和三十一年産米農業所得基準坪刈を去る十月十六日に実施しましたが結果は左記の通りなので御知らせします。

尚、本年度農業所得基準になる為、上・中・下田の三段階でいずれも中位である。

耕作者	部落名	品種名	坪当株数	坪当生産量	反収（予想）
川村邦夫	（倉見）	農林十七号	四三株	六五五匁	三石四一
岩田栄太郎	（柿園）	〃	四七、八株	六一三〃	三、一二〇
権守みよし	（柿園）	〃	五一、四株	四五六〃	二、三三一
高尾喜太郎	（上町）	農林二四号	五一、二株	四三〇〃	二、一九三
前田寅一	（下暮地）	農林二五号	六三、九株	四八〇〃	二、四八

保健衛生だより

猩紅熱様疾患の豫防に就て

昨年より全国各地の小児間に腎炎を伴う猩紅熱様疾患が多数発生し、本年も尚引続き流行の徴候が現れ、広く各地に蔓延する恐れがあるので左記に御留意の上その予防に万全を期せられるよう。尚、この症状の患者が発生した場合は必ず町医に診察して戴いて下さい

一、本病の概要

現在までの調査によると本病はA群溶連菌感染症の一部であることが判明している。症状は軽症猩紅熱様の発診をもって始まり、後に腎炎症状を現わすものと始めから腎炎症状をもって発病するものとが知られている。昨年の経験によると重症例も多く、また死亡例も相当にみられるので流行の早期において治療を行うこと。

二、対策

本病発見の指標として、扁桃炎・とびひ・顔のむくみ等の症状が考えられるので早期治療の普及によって腎炎の発病防止を図ること

新教育委員きまる

去る十月一日、山崎助役、三浦議長・松川社会委員長、渡辺収入役等の立会のもとに新教育委員の任命式が行われ、引き続いて第一回教育委員会が開催されました。

法により互選の結果、次の通り任期・委員長・委員長職務代理者・教育長の決定を見ました。

委員長　滝口龍夫　四年
職務代理　高尾　隆　三年
委　員　川村栄重　四年
〃　分部象司　一年
教育長　鈴木文雄　二年

山中前教育長の死を悼む

本町前教育長山中信俊氏は昭和二十八年四月一日西桂町教育委員会教育長として就任以来、去る七月まで三年有余、町の教育発展のため尽粋せられ、多年の教育に関する経験を生かし一段の期待が寄せられていたのですが、不幸、さしも頑健を誇る氏も病を得、床に就くこと十日余にして数多くの人に惜しまれつつ去る七月十七日肝臓炎のため他界されました。享年六十六才。

◇　◇

氏は本県教育界の重鎮として明治四十五年山梨師範卒業後、県視学、郡内の各小学校長を歴任、終戦後は県議会議員、教育団体役員を経て本町教育長となられ現職中も山梨県教育委員会連絡協議会教育長部会副会長、南都留教育長部会長、山梨県社会教育委員、山梨県みどり号運営協力会副会長等勤めておりました。

◇　◇

ここに氏の永遠の旅路の安からんことをお祈り致すものであります。

（写真は故山中信俊氏）

御挨拶

教育長　鈴木文雄

今回、新教育委員会法の制定により、はからずも教育長の要職を拝命いたしました。もとより浅学菲才の私、全く内心じくじたるものがございます。しかし拝命の上からは老骨に鞭うち新教育法の理念をよく研修いたし、学校教育面は申すに及ばず社会教育面に全力を傾注して知遇の万一に報ゆる考でございますので今後とも何分の御援助と御鞭撻をお願い申し上げますと共に私の日頃考えておりますことの一端を申し上げて御挨拶と致します。

☆——☆

世の中には忙しい生活場裡に立ち、幾多の枢要の地位を占め用務繁多の中に、然かも多くの書物を読破し多方面のことをよく知り、大抵の事に対して意見を持ち、どうしてかくも勢力絶倫であるかと驚かされる程読書力・判断力の勝れた人もあります。思えばこの読書がこの人をして其の地位を得せしめたことでもありましょう。

又、私の知っている或一人は、青年の時から多くの数字を暗算で速かに計算し得る仂きを持っていて、平素先生などにも誉められていたが〃好きこそ物の上手なれ〃との諺のように、何人もが困難とする数学の書を選んで就読するという風でありましたが、此の数学書に親しんで養った数理に対する彼の力、彼の観念が成功にあづかって力があったのであります。又他の一人は、外には左程勝れた点もないが、その文才は如何にも卓越であり、其の書く文中の引例も、いつでも極めて豊富であり、為に出世の緒を得て、社会上の地位も著しく進みました。所が最近中学校を卒業したといいながら、一寸した手紙も満足に書けぬ、書けば文句も意味の了解出来ないことを書く〃今少し力がないものか〃などといわれる人も今日の世の中にはともするとあります。せめて用向きの手紙だけは普通に書ける位の国語の力を養うことが必要の一つと思います。なぜなれば、用事の手紙を書くことは日常最も普通にぶつかることであるからであります。

それは兎も角としましても、確かに読書は処世上一つの強味を与えるものであることを痛感するものであります。齢の如何を問わず読書は誠に大切なことで、その人に一つの力を与えるものと信じます。所が世の中には学生々活をしている間は、いやでも読書をするけれども、一旦学校を卒え社会に出ればそれきり読書などは必要がないという人もあります。しかしこれは大きな誤であると思いますなぜなれば、なるほど社会に出て活動をしておれば随分忙しいこともあるでありましょうが、忙中に於ても閑はあるものであります。かような時其の人の趣味のある所、或いは文学書であろうが、実学書であろうが和漢洋好むところいずれの書であろうが、平素心掛けて良書に親しみ、短時間づつでも、読書するならば、其の人は絶えず知識を新たにし進歩向上する人となり得ると思うのであります。

私は以上のように信ずるのでありますが、書をなす者があって〃読書などは必要ではない。処世上無学であっても成功している人はある。某は元々学問などした人ではないが大胆でよく人心収攬の術を得ており、その地方の事業界に雄飛しており、将来益々勢力を得るであろう。又某は無学ではあるが努力機敏よく今日の地位と富とを得、人望もあり今後も大をなすであろう。此等の例を以てすれば読書などということは、先づ処世上必要ないことと思う〃と言う所はもっともようであり、確かに一理あります。人物利鈍の分れるところ誠に学問のみにはよらないと、正にその通りであります。それのみではない稀には例外として世には相当聞えている人でありながらあまり学究的態度に没するため、其の人をして偏屈にし一局部にうずもれ人物に浩然の気を欠く嫌いのある人もないではない。しかし私のいう所の人々のようなのは人として天分の豊かな秀でた方々であるので先づ偉いという方の人でありましょう。

之等の人で更に書に親しみ、東西古今の知識に於て得るところがあったならば更に一層の成功をとげ、その事業人格を一層秀でしめるではありますまいか。所謂鳥に翼をそえたように更に一層の飛躍をなし得るにちがいないのであります。殊に時勢の推移する今日以後に於ては、学問の必要は正に過去に於けるよりは大なるものがあると思います又某氏は〃私は大して勉強して読書もしないが、只平素雑誌のようなものでもよいので、新しいもの！〃と新研究の出るのがあれば何でも見落すまいと務め、古いものを基礎として新たに新たにと工夫をこらし、人後に落ちまいとつとめるのである〃と。之も確かに一理ある読書法だと思います氏のように人に先んじようとする心掛けを持つこと、読めるならば新研究の記事を読むということはやはり技術経営の点などに於て、絶えず進歩の工夫を要する業にたづさわる人々には特に大切なことと思います。

之を要するに、青年の時も又学校を卒えて社会に出た後も、好学読書を喜び、向上の工夫をすることは処世上誠に喜ぶべきことであります。但し世相は段々と複雑となり且つ進歩して行きます。猶人にも天性に賢愚の別はあります。故に各人の学を実地に活用し得る程度の差は大いにあるのでありましょうが、何人でも之により自身に一段の進境を認め、人格の向上に資し

【第六頁〝御挨拶〟つづき】

得べきは疑いない所と思います。幸い当町には県庁の巡回図書館ともいうべき自動車文庫〝みどり号〟も参りますし、町公民館図書もございます。何卒忙中閑をつくられ大いに利用され、お互の進歩向上を図り、楽しく、明るく、豊かな町の建設に邁進しようではありませんか。

以上卑見の一端を申し述べまして御挨拶と致します

【勧業より】

今年度病害虫防除について

愈々本年も収穫期に入り農作物の取入れ・麦蒔等毎日御苦労様です。此の秋の天候は降り続く雨の為取入れ及び麦蒔等思うように進まず総体的に大分遅れているようですが、籾の保存については充分乾燥の上で保存するよう御勧めします。

乾燥不充分だと変色もし、又虫も附易いので注意しましょう。

本年度米作の田植後より穂揃期に至る間の天候を参考迄に記せば

	雨	曇	晴
5月	9日	6日	16日
6月	7日	6日	17日
7月	4日	6日	21日
8月	4日	5日	22日
9月	8日	8日	14日

以上の通りで、八月に一時的に気温が下った事もありましたが、前記迄の天候を綜合すると決して悪くないと思います。種子消毒から始まる町計画の病害虫防除も過去二・三年続いた被害に刺戟され、昨今では旺盛な農家の防除欲と相俟って適期に実施されるようになりました。来年度も一斉防除の形で数回防除し当時に於いてはこれと言った病害虫の発生もなく効果があった事と確信し、此の分なら又々昨年同様な豊作を期待したのであります。

しかし台風九号の襲来と其の後の異状な気温により近年にない〝ツマグロヨコバイ〟の大発生を見るに至り共々狼狽し、直ちに関係諸団体と協議の結果速かに一斉防除が行われ被害も最少限度に喰止る事が出来ました。これは農家個々の積極的な防除と各部落共済組合長の陣頭的指導によるものと深く感謝致します。

近代農業経営上、病害虫防除は欠くべからざるものと考え、又多少なりとも毎年防除が繰返されるならばやはり適期に一斉に行われるのが最も効果的且つ経済的だと思います。まして今年度のツマグロヨコバイの発生密度からして、来年度稲作には相当影響するものと感ずるので冬の期間を利用し各戸の田畑の土堤・石垣等虫の越冬する場所の焼払いを実行願いたい。

尚、来年度防除準備として各農家より此秋穫れる米の籾出(三乃至四升)を願いこれを以って薬代に振向け役員が簡単に防除が実施出来得るよう念願します。

農業委員会だより

予定日には必ず出荷を

本年も愈々汗の結晶が刈り取られる収穫時になりました。各位にはさぞかしお忙しき事と思います。身体を大切に大いに御奮闘願います。

政府へ売渡す米の予約者は特に天候に気をつけて乾燥した時期に脱穀し、籾の調整を念入に包装等注意して規格を上げて手取の増すよう正確にし、予定日には必ず出荷してください。

▼事業(四月～十月)

農地の移動について

▼法第三条関係(売買)

◎許可のあったもの

田　二四反八〇九
畑　二一件　七、六〇一

◎目下提出中のもの

田　七件　一〇反八一三
畑　六件　一、四〇八

▼法第五条関係(潰廃)

◎許可のあったもの

田　八件　一反六〇三
畑　八件　一反二〇八

◎目下提出中のもの

田　三件　〇反四二四
畑　三件　一、九一一

▼法第二十条関係(農地返還)

◎許可のあったもの

田　六件　一反八二一
畑　三件　一、二〇〇

◎目下提出中のもの

田　一件　〇反二〇三
畑　一件　〇、一〇〇

一筆調査について

▼町内小作地等所有状況調査を実施す(八月一日現在)

総面積

田　一五〇九反六二一
畑　一〇八七、七二〇

自作地面積

田　二六八五筆
一三〇一反一二五
畑　四九八五筆
九七三反〇〇〇

小作地面積

田　四〇五筆
二〇八反四二六
畑　四七八筆
一一四反七二〇
田　三四〇筆
一八五反九二六
畑　三六八筆
七九反七二〇

小作契約を文書化しないもの

田　六五筆
二二反五〇〇
畑　一一〇筆
三五反〇〇〇

未墾地について

(下暮地々区)

最近開墾成功検査を実施することになりました。検査のとき未開墾の土地は政府が買戻しをする法になっておりますから御承知ください。

新しい農業

注目される罐桃栽培

これは果実そのものが商品ではなく罐詰原料として栽培して罐詰工場に売却するもので、農林省各地試験場に於て昭和二十四年頃より試作交配の結果、日本に適する理想的品種が育成され、いよいよ本年より一般普及段階に入った全く新しい果実であり、これが全国各地の農業振興の慾求と相俟って全国的な栽培熱を呼び、農林省に於て千町歩を計画し、山梨県ではその三分の一、三百町歩を全国に先がけて早く産地化しようと予定し、近くは都留普及事務所管内に三十町歩の新植希望を見、我が西桂町に於ても(罐桃二号種＝熟期八月上中旬)本年約一町五反歩の苗木予約をなし、なお苗木事情から止むなく翌年を期する者多数を見、ここに新しい農業革命とも言うべき気運が盛り上がろうとしております。

従来の桃罐詰はこう言う専用種ではなく生食用白桃を加工したものであり、肉質が軟らかく加工した場合肉が崩れ色が白色で紅い部分もあり、製品は紫とか白濁を生じ酸味が少く味が淡白で香気が少い等の難点があった。罐桃はこれを改良したもので弾力ある硬質で肉色は主に黄色で酸味が強く生食には至って不味なものであります。製品は甘味を加えて煮て製します。

将来性に於ては輸出面に期待されます。例えばイギリスでは年々千万ケースを諸外国より輸入しており、その内六百万ケースはアメリカが輸出しており、この内百万ケースだけ食込む場合に千町歩の栽培が必要であり、日本の製品が決してアメリカ製品に劣らぬと言うし、又大輸出国のアメリカから買入希望が有ると言うから輸出面に於て有望であり、又国内消費も従来の白桃罐詰と入れ変り国内消費も増し有望なものと言われております。

県の計画では標高七百米迄を目標としておりますので、当町では古屋部落が限

【第七頁へつづく】

第六頁〃籠桃栽培〃つづき界位で安全なのは下五部落でしょう。

現在の取引価格は本年山梨県で試作に植えたものから五千貫程度の収穫しかなく単価百八十円だったそうですが、将来に於ても貫百円は維持されるものと言われ、反収六百〜千貫と言われます。特長は樹勢が強いため比較的地力の低い傾斜地にも栽培出来、又原料品である為園芸作物中初心者に比較的作り易い。立地としては全国の製籠能力の四割を有する静岡県に隣接して出荷がトラックでバラ積みに出せる等で、要はどうしても確かりと生産組合を立てて大会社との契約栽培によって県下生産組合との統制を図って行くことで、都留市に於ては既に強固な組合の設立に因って計画が進められております。

栽培面に於ては何を於ても適期に適作業を行い、従来の柿・すももに対する考えとは全然異った決心で取組むことが必要で、この園芸に成功する場合の農業技術は他の果実・蔬菜等の栽培に応用され、現在より一段と高度な集約農業に発展することが予想されます。

談話室

印鑑証明を正しくしましょう

人頼みは委任状でもない限りいたしません

戸籍・住民の登記とともに大切てす

或る日のこと、役場へ「一寸お伺いしますが…」と言って見えた人がありま す。名は春子さんと言い、利発そうな青年でした。仲々会話もテキパキとしていて聞いていてほほえみの浮んで来るのを禁じ得ませんでした。以下その会話を御被露致しましょう。

春子「印鑑証明を貰う場合ですね。手数料は一部三十円だそうですが、その金はどんな方面へ使われるのですか?」

係「そうですね。手数料といっても、印鑑証明だけではないんですよ。転出証明とか戸籍の手数料、税金の督促手数料、土地台帳や土地の図面などを見る場合の閲覧手数料など色々あるんですよ。これらのお金は当然のことですが、町の一般財源へ繰入れられ税金と同様、学校を作ったり、道路をよくしたりする費用に使われる訳なんですよ」

春子「そうですか。一年では随分大きな金額になるでしょうね」

係「まあ町の予算の全体から見れば大したことはないんですがね。今年度は一応九万壱千円を見込んで歳入予算に組まれてありますが、この金額だけ入らない時もあるし、これより多い場合もあるんですが、年間八〜九万円という所でしょうね」

春子「判りました。又始めへ戻りますが、印鑑証明のことで私ね、お父さんが印鑑証明を欲しいだけれど、届けてあるハンコが無くなって困ったと言っているのを聞いたんですけれど、ああいう場合どうしたらいいんでしょうね?」

係「届けてある印鑑は非常に大切なもので、それだけに紛失されたら困ることでしょうね。実印ですからね。でもさがしても見付けようとしても無い時は仕方がないから改印届を出すんですね。その時は何時どこで紛失したらしいと言うことを出来るだけ詳しく思い出してね、改印届と同時に紛失届も出すんですから。改印すればそれで証明は出きるんですが、まあ大切にして紛失しないようにすることですね」

春子「ええ。それからね」とためらい勝ちに……

「一寸言い憎いんですが、役場という所は何だか私達、とつつき憎くてね。そう、つい此の間も或る人が〃自分のとついでだからといって、印鑑証明を頼まれて行ったら、自分のは証明して呉れたけれど、俺をよく知っているくせに頼まれたのは証明して呉れないんだ。忙しくて行けないのに全く話の分らない所だ〃とくやんでいるのを聞いたけれど」

係「成る程ね。私自身も役場へ勤める前は、役場って固苦しい所だと思ってましたよ。まあ、それは兎も角、印鑑証明は御存知のように不動産の登記とか、営業資金の借入れその他の重要な用件に使いますし、何しろ実印と言うことから本人以外は証明出来ないのが立前なんです。何でもなければいいんですが何か間違いがあった時の事を考えると決して親類のだからといって証明出来ないんですよね。だからそういう場合は当人の委任状をですね、貰って来てくれればいいんです。都会の区役所・市役所なんかではどんなに困った理由があっても本人なり委任状なりを持参しなければ証明しませんでしょうよ」

春子「だってあれでしょ。その委任状にだって型式やら用紙があってうるさいんでしょ? 結局一つのことをやって貰うには幾度も役場へ通わなければならないのね」

係「まあまあ待って下さいそう悪意にとらないで下さいよ。本人が確かに委任しますと言うことが分ればいいのですから、適当な文句でかまいませんですよ。それは、そうですねえ。こんな風にわら半紙でも便箋へでも書いてハンコを押してくれればね」と言って別記のような文句を書いて春子さんに渡しました。

春子「よく分りました。又分らない時はお伺いしますので宜敷くお願いします」

係「承知しました」

まあザットこんな会話でした。御参考になりましたら幸です。

別記(例)

委任状

私は西桂町倉見田中一郎を代理人として左の事を委任します

記

印鑑証明、二通

昭和三十二年一月一日

西桂町柿園

中田二郎㊞

編集を終って

○槇田町長・山中教育長の死去。教育委員の改選、消防ポンプ二号車購入、その他不幸やらお祝いやら公報発行も仲々の仕事です。不肖私が山中教育長に引き続き公報発行の責を命ぜられました。始めての事とて意を尽し得ませんでしたが、今後共御支援御鞭撻をお願い申上げます。

○用紙も保存に楽なように変えて見ました。記事の内容・形態等につき御意見あらばお寄せ下さい。生きた公報に致し度く存じます。

○新町長も決り、町も陣容をととのえ、多難な将来に向います。皆様の公報たるべく町の動きを出来るだけ詳しくお伝え致し度いと念願しております(鈴木生)